

桑名市役所庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月 6 日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市規則第42号

桑名市役所庁舎等管理規則の一部を改正する規則

桑名市役所庁舎等管理規則（平成16年桑名市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中第12号を第13号とし、第 9 号から第11号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

（9） 庁舎において、撮影、録音その他これらに類する行為をし、又はしようとする者

第13条中「休日又は執務時間外」を「開庁時間外」に改め、「勤務又は」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、職員の勤務のための出入りにおいては、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。